

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

茨城県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対象となる施設で事業を営む方で、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に協力いただいた中小企業・個人事業主の皆さまに対し、協力金を支給します。

(1) 申請受付期間

令和2年5月1日（金）～令和2年6月30日（火）※当日消印有効

(2) 申請書類入手方法

- ①茨城県ホームページからダウンロードしてください。
- ②行方市商工観光課（北浦庁舎）または行方市商工会で書面による配布を行っています。

(3) 休業要請対象の施設の具体例

■第1弾

○協力金の支給対象となるのは、原則として令和2年4月18日から5月6日まで休業していた施設

種類	施設
遊興施設等	スナック・カラオケボックス等
運動・遊技施設	パチンコ店・ゲームセンター等
劇場等	劇場・観覧場・映画館等

■第2弾

○協力金の支給対象となるのは、原則として令和2年4月22日から5月6日まで休業していた施設

種類	施設
遊興施設等	ネットカフェ・漫画喫茶等
大学・学習塾	大学・専門学校・自動車教習所・学習塾等
運動・遊技施設	体育館・屋内屋外水泳場・ゴルフ練習場等
その他	集会場・展示施設・商業施設等 ※商業施設は、生活必需物資の小売関係等以外の店舗等

■営業時間短縮要請施設（朝5時から夜8時までの間の営業、酒類の提供は夜7時まで）

○協力金の支給対象となるのは、原則として令和2年4月22日から5月6日まで営業時間を短縮していた施設

種類	施設
食事提供施設	飲食店・料理店・喫茶店・和菓子洋菓子店等 ※宅配・テイクアウト除く

※詳しい対象となる施設につきましては、下記までお問い合わせください。

(4) お問い合わせ

- ▶茨城県 ☎029-301-5375
開設時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を含む毎日）
- ▶行方市商工観光課 ☎0291-35-2111
開設時間：午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

新型コロナウイルス感染症を予防しましょう！

【問い合わせ】健康増進課（保健センター） ☎0291-34-6200

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ

（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特に**ご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性**が考えられます。

新型コロナウイルスは**飛沫感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、 ^{せき} 咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは**手洗い**が大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、**咳エチケット**を行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ**人込みの多い場所を避ける**など、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

出典：厚生労働省 HP

【新型コロナウイルスに関する電話相談】

茨城県潮来保健所 ☎0299-66-2114（平日 午前9時～午後5時）

茨城県庁内専用電話 ☎029-301-3200（土・日・祝日実施 24時間）

厚生労働省フリーダイヤル ☎0120-565653（土・日・祝日実施 午前9時～午後9時）

※国立感染症研究所、厚生労働省のホームページにおいて、感染症に関する情報を確認できます。

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

【問い合わせ】 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む）に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、一定の要件を満たした場合に傷病手当金を支給します。

▶対象者

以下の要件を全て満たす方

○国民健康保険および後期高齢者医療に加入されている方で、被用者であること

※被用者とは勤務先から給与等の支払いを受けている方

○新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状により感染の疑いがあり、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方

○労務に服することができなかった期間について給与等の全額または一部が支払われていない方

▶支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

▶支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × (2/3) × (支給対象となる日数)

▶適用期間 令和2年1月1日から9月30日の間で療養のために労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6カ月まで）

▶申請方法 支給を受けるには、申請が必要です。申請には申請書のほかに事業主の証明および医師の意見書（医療機関を受診した場合）が必要になります。申請を希望される場合は、国保年金課（玉造庁舎）に申請書類を用意していますのでお越しください（郵送でも対応します）。また、市のホームページからダウンロードも可能です。申請する場合には、申請書類のほかに印鑑、保険証（対象者の方）、振込口座の分かるものおよび窓口に来られる方の身分証（運転免許証など）を持参の上、国保年金課（玉造庁舎）まで提出をお願いします（郵送でも結構です）。

▶支給額の計算例

○土日が勤務を要しない場合で、月曜日に出勤し、火曜日から次週の木曜日まで療養した場合

・支給対象となる日数

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
勤務	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	勤務	休
		×	×	×	○			○	○	○	○		

×印が対象外、○印が対象となります。よって、5日間が支給対象となります。

・支給額の計算（直近の3カ月の給与総額が30万円で、勤務日数が40日の場合）

1日当たりの給与を計算します。(30万円 ÷ 40日 = 7,500円)

1日当たりの給与の2/3が支給日額となります。(7,500円 × 2/3 = 5,000円)

支給日額に対象日数を乗じた金額が支給になります。(5,000円 × 5日間 = 25,000円)

この例の場合は「支給額 = 25,000円」となります。

▶問い合わせおよび郵送先 国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

〒311-3512 行方市玉造甲404 行方市役所玉造庁舎

水道料金改定を延期します（新型コロナウイルス感染症に係る対策）

【問い合わせ】水道課（泉配水場） ☎0299-55-1108

新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現状を踏まえ、6月から改定する予定であった水道料金を令和3年3月まで現行料金のまま据え置きます。これは、市民生活と経済活動を支援するための一つとして実施するものです。

▶水道料金等（給水料金および加入金）改定時期

【支援前】令和2年6月使用分（7月請求分）から



9カ月の延期

【支援後】令和3年3月使用分（4月請求分）から



内閣府「DV相談+（プラス）」開設

内閣府では、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、生活不安やストレスから、DV等の増加・深刻化が懸念されていることから、24時間DV相談に対応する「DV相談+（プラス）」を開始しました。

電話で相談しづらい状況を想定し、SNSやメール等での相談にも対応していますので、悩みや困ったことがありましたら、一人で抱え込まずに相談してください。

○電話相談 0120-279-889（つなぐ、はやく）24時間受付対応

※緊急の場合は110番通報するか、最寄りの警察署、交番、駐在所に直接相談してください。

○SNS相談 <http://soudanplus.jp> からアクセス 正午～午後10時

※外国人相談者にも対応予定

（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語）

○メール相談 <http://soudanplus.jp> からアクセス 24時間受付

行方警察署からのお知らせ

ニセ電話詐欺に注意してください！

【問い合わせ】行方警察署 生活安全課 ☎0299-72-0110

現在、茨城県内では、ニセ電話詐欺が多数発生しています。

一例として、行方警察署の警察官や市役所職員を名乗って電話を掛け、

- ・「詐欺の犯人を捕まえた。あなたの名前がリストに載っている」
- ・「還付金があるので、通帳かキャッシュカードを用意してほしい」

などと、言葉巧みに被害者をだまそうとしてきます。

警察官や市役所職員等が、通帳やキャッシュカードを要求することは絶対にありません。

これらの被害を防止するため、自宅の電話機の「留守番電話設定」や「迷惑電話防止機能付き電話機」への変更が効果的です。まだ変更されていない方は、この機会にぜひ検討してください。

また、最近では新型コロナウイルスに便乗したニセ電話詐欺や悪質商法が多数発生しています。不審な電話には出ないようにしてください。もし、出てしまった場合は、すぐに電話を切り、行方警察署（☎0299-72-0110）まで相談してください。

※今月号20ページと22ページでも注意喚起しています。ご覧ください。

児童手当の現況届を忘れずに

【問い合わせ】 こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

現況届とは、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

現況届の用紙は、6月中旬に郵送しますので、6月1日現在の状況の記入と必要書類を添付の上、6月30日（火）までに提出してください。現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当の支払いは受けられませんので、ご注意ください。

▶児童手当の額

児童の年齢	児童手当 (1人あたり月額)	特例給付 (1人あたり月額)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	



年金事務所からのお知らせ

国民年金保険料は、納付期限までに納めましょう

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3251
国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により、早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

失業や所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。なお、令和2年度分（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の免除等の受付は、令和2年7月1日から開始されます。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

さらに、平成31年3月からは産前産後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。平成31年2月1日以降に出産した国民年金第1号被保険者の方が対象になり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除になります。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

届け出は、出産予定日の6カ月前からでき、出産前に申請される際は母子手帳など出産日等の確認ができるものをお持ちください。

※前納等により保険料をすでに納めている場合には、産前産後期間の保険料は還付されます。

注意！あなたの土地が狙われています！

【問い合わせ】環境課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111
茨城県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

「一時的に資材置場として貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋め立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

※不法投棄・野焼き・不適正な残土埋め立てを見つけたら、直ちに専用ダイヤル
不法投棄110番（☎0120-536-380）へ

▶受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分(受付時間外は最寄りの警察署まで)



かんしょ（サツマイモ）を新たに作付する荒廃農地等の再生費用を助成します

【問い合わせ】茨城県鹿行農林事務所企画調整課 ☎0291-33-6285
農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

かんしょ(サツマイモ)は、近年、国内外で需要が拡大しています。一方で、県内のかんしょ加工業者は、本県産だけでは原材料を満たすことができず、他県産を購入して対応している状況です。

そこで、県ではかんしょの生産拡大を図るため、①新たに作付を行うために荒廃農地を再生するかんしょ農家に対して、その費用を補助する、②農地の所有者に対して、かんしょ農家に一定以上の農地を貸し出す場合に協力金を交付する「茨城かんしょトップランナー産地拡大事業」を行います。

▶補助内容

①かんしょを新たに作付する荒廃農地等を再生する費用への補助

対象者：荒廃農地等を再生するかんしょ農家、農業者団体

補助対象：荒廃農地等の再生に係る費用

補助率：1/2 (上限10万円/10a)

※樹木等の抜根が必要な場合には、当該経費の1/2 (上限150千円/10a) を加算

②規模拡大のための農地貸付協力金

対象者：かんしょ農家に農地（20a以上）を貸し出す農地の所有者

交付額：定額15,000円/10a



第11回特別弔慰金のお知らせ

【問い合わせ】社会福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

◆新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、体調に不安がある場合やお急ぎでない場合には、状況が落ち着いてからのお手続きを検討いただきますようお願いいたします。

- 特別弔慰金の支給対象者 【戦没者等の死亡当時のご遺族で】
 1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者等の 子
 3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 - * 戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件をみたしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
 4. 上記1から3以外の 戦没者等の三親等内の親族（おい、めい等）
 - * 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債（無利子）
- 請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）
（この期間を過ぎると請求できなくなりますので注意してください）
- 留意事項 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。
（同順位の方が複数いる場合は、お話し合いの上、代表して請求する方を決めてください）
ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任をもって行うこととなります。

申 請 方 法

- 申請場所： 行方市役所玉造庁舎1階ロビー（臨時窓口） 令和2年6月1日(月)～6月29日(月)
 - ※上記期間外は、玉造庁舎社会福祉課で受け付けています。
 - ※受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- 基本的な持ち物： 本人確認書類（運転免許証等）・印鑑（今回登録する印）・関係戸籍・委任状（代理人の場合）が必要です。
- ご注意： **◆ 今回、初年度の6月～8月頃は、相当な混雑が予想されます。**
 - 令和2年度当初の混雑時期を避けてのご来庁をお願いいたします。
（決定されるまで1年程度を要する場合があります）

《相談会の開催について》

今回はじめて申請される方等を対象に相談会（申請も含む）を次のとおり開催いたします。

◎麻生庁舎1階ロビー： 令和2年6月30日(火)～7月3日(金)

◎北浦庁舎1階ロビー： 令和2年7月7日(火)～7月9日(木)

受付時間： 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

※玉造庁舎社会福祉課でも随時、相談をお受けいたします。

※詳細は、社会福祉課(玉造庁舎 ☎0299-55-0111) までお問い合わせください。

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。

今回は、令和2年3月31日現在の執行状況についてお知らせします。

【問い合わせ】 財政課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

一般会計

■歳入

科目	予算現額	収入済額	収入率
市 税	38億929万円	39億3975万円	103.4%
地 方 譲 与 税	2億7113万円	2億7113万円	100.0%
利 子 割 交 付 金	282万円	282万円	100.0%
配 当 割 交 付 金	1572万円	1572万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	958万円	958万円	100.0%
地方消費税交付金	5億8903万円	5億8903万円	100.0%
ゴルフ場利用税交付金	1億1795万円	1億1795万円	100.0%
自動車取得税交付金	3873万円	3873万円	100.0%
地方特例交付金	5385万円	5385万円	100.0%
地方交付税	57億2789万円	57億2789万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	276万円	276万円	100.0%
分担金及び負担金	6930万円	7767万円	112.1%
使用料及び手数料	1億3262万円	1億2450万円	93.9%
国庫支出金	21億6688万円	16億9841万円	78.4%
県 支 出 金	13億9699万円	4億8816万円	34.9%
財 産 収 入	1億2208万円	1億1764万円	96.4%
寄 附 金	1億9510万円	1億8201万円	93.3%
繰 入 金	9億8342万円	2億7317万円	27.8%
繰 越 金	5億76万円	5億76万円	100.0%
諸 収 入	4億4723万円	4億1377万円	92.5%
市 債	12億6900万円	3億8940万円	30.7%
環境性能割交付金	1190万円	1190万円	100.0%
合計	179億3403万円	150億4660万円	83.9%

■歳出

科目	予算現額	支出済額	執行率
議 会 費	1億5735万円	1億4796万円	94.0%
総 務 費	34億259万円	20億1354万円	59.2%
民 生 費	51億4826万円	42億6306万円	82.8%
衛 生 費	12億7224万円	8億1234万円	63.9%
農 林 水 産 業 費	10億8077万円	7億5935万円	70.3%
商 工 費	3億997万円	2億8502万円	92.0%
土 木 費	19億9863万円	12億6143万円	63.1%
消 防 費	8億2240万円	7億7197万円	93.9%
教 育 費	17億3999万円	15億5350万円	89.3%
災 害 復 旧 費	1億2774万円	1億638万円	83.3%
公 債 費	18億6440万円	18億6424万円	99.9%
諸 支 出 金	0	0	-
予 備 費	969万円	0	0.0%
合計	179億3403万円	138億3879万円	77.2%

歳入 予算現額：179億3403万円
収入済額：150億4660万円 (83.9%)
歳出 予算現額：179億3403万円
支出済額：138億3879万円 (77.2%)

特別会計・水道事業会計

会 計 名	収 入			支 出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
国民健康保険特別会計	48億8540万円	40億5209万円	82.9%	48億8540万円	45億2653万円	92.7%	
介護保険特別会計	保険事業勘定	38億2558万円	38億222万円	99.4%	38億2558万円	34億3439万円	89.8%
	介護サービス事業勘定	675万円	838万円	124.1%	675万円	335万円	49.6%
後期高齢者医療特別会計	3億6529万円	3億5531万円	97.3%	3億6529万円	3億1422万円	86.0%	
農業集落排水事業特別会計	2億9284万円	2億8790万円	98.3%	2億9284万円	2億5733万円	87.9%	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	7億6298万円	6億6791万円	87.5%	7億6298万円	4億2455万円	55.6%	
流域関連公共下水道事業特別会計	3億7025万円	3億5615万円	96.2%	3億7025万円	3億371万円	82.0%	
戸別浄化槽整備事業特別会計	1億3626万円	1億1900万円	87.3%	1億3626万円	1億83万円	74.0%	
水道事業会計	収益的収支	9億70万円	9億1133万円	101.2%	9億70万円	8億3936万円	93.2%
	資本的収支	5億10万円	1億9581万円	39.2%	8億690万円	4億6044万円	57.1%

基金の状況

■ 財政調整基金	17億1699万円
■ 減債基金	7億6502万円
■ 公共施設整備基金	11億2274万円
■ 揚排水施設維持管理基金	7736万円
■ なめがた振興基金	9716万円
■ 行方市ふるさと応援寄附金基金	9730万円
■ 合併振興基金	19億4903万円
■ 防災まちづくり基金	3918万円
■ 有機肥料供給センター整備改修基金	5162万円
■ 行方市再編関連訓練移転等交付金基金	1億2868万円
■ 学習環境改善事業基金	500万円
■ 実践的英語能力育成基金	2500万円
■ 森林環境譲与税基金	298万円
■ 国民健康保険支払準備基金	8184万円
■ 介護給付費準備基金	3億5626万円
■ 農業集落排水事業償還基金	9792万円
■ 特定環境保全公共下水道事業償還基金	2763万円
■ 流域関連公共下水道事業償還基金	2697万円
■ 戸別浄化槽整備事業償還基金	9415万円
合計	67億6283万円 ※現在高

出資金等の状況

■ 株券	4420万円
■ 出えん金	4000万円
■ 出資金	5億8522万円
■ 寄託金	2538万円
■ 債権	2691万円
合計	7億2171万円 ※現在高

市債の状況

■ 一般会計債	178億7514万円
■ 下水道建設事業債	50億544万円
■ 水道建設事業債	28億4227万円
合計	257億2285万円 ※未償還額

※数値は表示単位未満を四捨五入しています。



市税 保険料

のお知らせ

今月の税金等

- 市・県民税 第1期(普通徴収)
 - 介護保険料 第2期(普通徴収)
- 納付期限(口座振替日)は6月30日です。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」があります

○新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

○担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

▶対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

(注) 「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

▶対象となる市税

・令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税などほぼ全ての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

・これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の市税(他の猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

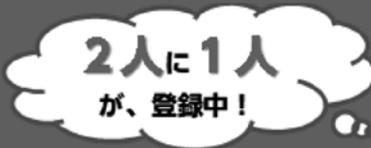
▶申請手続等

・関係法令の施行から2カ月後または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

※ 「介護保険料」については介護福祉課へ、「後期高齢者医療保険料」については国保年金課へお問い合わせください。

行方市税等の納付は・・・



口座振替で!

【利用可能な金融機関】

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫
ゆうちょ銀行・なめがたしおさい農協

①行方市役所の窓口

【ご用意いただくもの】
・キャッシュカード
・身分証明書

②金融機関の窓口

【ご用意いただくもの】
・預貯金通帳
・印鑑(お届印)

種類別納期限	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	固定資産税		●		●		●		●				
	軽自動車税(種別割)		●										
	市・県民税(普通徴収)			●		●		●		●			
	国民健康保険税(普通徴収)				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)				●	●	●	●	●	●	●	●	
	介護保険料(普通徴収)	●		●		●		●		●		●	

※ 各月の月末が納期限ですが、12月は25日です。また、納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日の場合は、これらの日の翌日が納期限となります。

▶特定外来生物「オオキンケイギク」とは？

例年、5月から7月にかけて、きれいな黄色い花を咲かせ、道路沿いや庭先、空き地などで生息が確認されている「オオキンケイギク」(※)は、**非常に強い繁殖力のため在来種を駆逐してしまう恐れがあり**、外来生物法により、栽培・保管・運搬・輸入・野外へ放つ・植える・種子をまくなどの行為が禁止されています。違反すると罰則が科せられる場合があります。

(※)平成18年2月に特定外来生物の指定を受けました。

▶オオキンケイギクの特徴

- ・高さ30センチメートルから70センチメートルの多年草
- ・開花時期は5月から7月頃で、根元から束状に多数生えている
- ・葉の小葉は細長い槍のような形
- ・花の中心はオレンジ色で、黄色の舌状花の先が4つ～5つに裂けている



特定外来生物「オオキンケイギク」



特定外来生物「オオキンケイギク」の葉

▶駆除の方法

- ①開花時期に根を残さず抜き取る
- ②1週間ほど袋に入れて枯らす（枯れる前の移動は運搬にあたるため、禁止されています）
- ③種子の飛散を防ぐため、袋の口を密閉し、燃えるごみとして廃棄する
- ④翌年以降も生えてきた場合は、①～③を繰り返し行う

以上を粘り強く行っていただくことが、在来種への影響を防ぐことにつながります。

皆さまのご協力をよろしく申し上げます。

◆同時期に咲く類似の花

「ブタナ（タンポポモドキ）」
花はタンポポにそっくりで、葉には不揃いの波形のぎざぎざ（鋸歯）がある。



ブタナ（タンポポモドキ）



ブタナ（タンポポモドキ）の葉

◆オオキンケイギクに似ている植物の写真等を下記から見る您可以通过。ぜひご覧ください。

（九州地方環境事務所外来生物対策のページ）http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m_2.html

（環境省外来生物法のページ）<http://www.env.go.jp/nature/intro/>